4　その他
⑴　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証及び契約保証
①　入札保証　要
②　契約保証　要
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型　提案Ⅰ型）
⑸　入札前価格交渉の有無　有
⑹　手続におけるその他の交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための窓口　上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hiroyuki Suzuki, Director General of Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Renewal Work and Construction of the local transmission equipment on the Expressway in Niigata.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 10 April 2020
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 2 September 2020
⑹　Contact point for tender documentation : Ichigou Tomokazu, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1, Tenjin, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, 950―0917 Japan TEL 025―241―5116

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
本件は、電子契約システム対象案件です。
令和２年３月27日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　井上　智夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　近畿管内航空レーザ測量他業務
⑶　業務内容　本業務は、近畿管内２府６県（福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）の一級河川において、航空レーザ測深機を用いた陸水部の測量等を実施するものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
・地形測量
空レーザ測量（ＡＬＢ）（直轄管理区間）10㎢
航空レーザ測量（ＡＬＢ）（府県管理区間）25㎢
河床地形測量（直轄管理区間）１㎢
河川深浅測量（１ｍ以上３ｍ以下）50測線
河川深浅測量（３ｍを超える）２測線
・応用測量
河川定期縦断測量　20㎞
河川定期横断測量　５本
縦横断面図作成　一式
⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和３年２月26日
⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
⑹　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
2　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は２）に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。
１）単体企業（組合を含む）
ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
ⓑ　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
ⓒ　近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
ⓓ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
ⓔ　入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を下記４⑴に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。
なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）
また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）
ⓕ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
２）設計共同体　上記１）ⓐからⓕまで（ただし、上記１）ⓔについては設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月27日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。
⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。
なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。